

大妻女子大学生命科学研究倫理審査研究小委員会規程

平成 25 年 7 月 9 日
制定

(目的)

第 1 条 この規程は、大妻女子大学生命科学研究に関する倫理規程（以下「倫理規程」という。）第 22 条第 2 項の規定に基づき、大妻女子大学生命科学研究倫理審査研究小委員会（以下「小委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 小委員会は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 大妻女子大学生命科学研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）の諮問に基づき、研究機関の長に提出された実施計画等を専門的な立場から審査し、審査結果を倫理委員会に報告する。
- (2) 倫理規程第 7 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる倫理委員会の所掌事項を円滑に行うために必要な事項を倫理委員会に提案する。

(組織)

第 3 条 小委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 倫理委員会委員 若干名
- (2) 科学面から研究を総合的に審査するに必要な優れた知識と経験を有する者 若干名

第 4 条 小委員会に委員長を置き、小委員会委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、小委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 小委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催できない。

- 2 委員の関与する研究について審査を行うときは、当該委員はその審査に加わることはできない。
- 3 小委員会の議決は、原則的に出席委員全員の合意によるものとする。

(審査)

第 6 条 小委員会は審査にあたり、小委員会委員以外の者を委員会に出席させ、研究の内容その他審査等に必要な事項について説明を求め、意見を聴くことができる。

- 2 小委員会は、審査が極めて急を要する場合、あるいは事例に基づいて審査結果が明確に推定できるものについて、また、研究計画の軽微な変更または主たる外部共同研究機関において既に審査が承認を得ているもので、研究試料提供者の人権の保障に支障をきたさないと考えられる事項を審査するために、倫理委員会委員長と協議の上、迅速審査手続きを行うことができる。

(報告)

第 7 条 委員長は、当該研究ごとの実施の適否その他の事項について、速やかにその結果を文書で倫理委員会へ報告するものとする。

- 2 委員長は、当該研究の進捗状況において、研究試料提供者、その家族等の人権保護の

観点から重大な懸念が生じたときは、速やかにその旨を倫理委員会へ報告しなければならない。

(秘密の保護)

第8条 小委員会委員及びその他小委員会関係者は、任務遂行上知り得た個人に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

(審査の公正保護)

第9条 小委員会における審査の公平を保持するため、学長及びその他の関係者は、小委員会の活動の自由及び独立が保障されるように努めなければならない。

(審査の公開)

第10条 小委員会の組織、審査過程、判定結果その他の小委員会に関する事項は、個人の人権若しくはプライバシー又は研究に係る独創性若しくは知的財産権の保護に支障が生じる恐れがある場合を除き、公開するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に必要な事項は別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、倫理委員会で行う。

附 則

この規程は、平成25年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。